米粉アワード2026

募集要項

第1版（2026.11.10）

米・米粉消費拡大推進プロジェクト（株式会社ぐるなび）

米粉アワード2026 募集要項｜概要

1. 趣旨

米粉の消費拡大や需要創出に向けて、今後期待できる商品や優れた取組を行う事業者等を発掘・表彰し、さらなる取組の促進と新規事業者の拡大につなげる。
あわせて、受賞事業者の取組や成果、日本が有するノングルテン米粉の製粉・加工技術等を広く発信し、米粉用米を生産する生産者の拡大につなげる。
また、受賞事業者にはGREEN×EXPO 2027での活躍機会の創出等を通じ、継続的な話題化と価値向上を図る。

2. 本アワードの前提

国産米粉を使用していること

国内産の米を原料とする米粉を使った
商品・取組

新規用途米粉であること

パン、洋菓子、麺など、これまで小麦粉が
使われていた分野への利用を目的として
作られた新しい品質・粒度の米粉

3. 開催概要

応募期間	2026年11月10日(火)～12月11日(金)23:59
推薦締切	2026年11月25日(水)23:59(推薦フォームによる推薦の受付)
審査	書類による一次審査 → 試食・プレゼンによる最終審査
最終審査会	2027年1月15日(金) My Shokudo Hall&Kitchen (東京都千代田区大手町2-6-4 TOKYO TORCH Terrace 3F)
表彰	2027年2月26日(金)「米粉カンファレンス2027-春-」 日本橋ホール(東京都中央区日本橋二丁目5番1号)
主催	米・米粉消費拡大推進プロジェクト(株式会社ぐるなび)
共催	農林水産省
応募費用	無料

4. 審査から表彰までの流れ

一次審査
書類審査

▶

ファイナリスト発表
合計20者程度

▶

最終審査
1月15日(金)

▶

結果発表・表彰
2月26日(金)

5. 応募できる者

米粉を使った商品・新技術・取組で、米粉の消費拡大・需要創出に取り組む企業・団体・個人事業主とする(小売、飲食店、食品メーカー、製粉事業者などを含む)。応募は、応募する商品・新技術・取組の権利を持つ事業者本人が行う。
第三者からの推薦(他薦)も受け付ける。推薦は推薦フォーム(他薦)から11月25日(水)23:59まで受け付け、事務局から推薦先へ応募をご案内する(詳細はP9「応募方法」を参照)。

本アワードでいう「取組」とは

国産の新規用途米粉を使った商品・サービスの販売・提供を通じて、米粉の消費拡大・需要創出に実際につながっている事業活動をいう(研究・試作のみや、販売・事業として継続していないものは対象外)。

例:開発した米粉メニューを店舗で継続提供／地域の米粉を使った商品を開発・販売／製粉・加工技術を製品化し取引につなげている など

6. 必須条件(すべて満たすこと)

1 国産米粉を使用していること

国内で生産された米を原料とする米粉を使用していること。米粉の配合率の下限は設けない。
応募時に原料米の産地を申告し、根拠資料を提出する。

2 新規用途米粉であること

パン、洋菓子、麺など、これまで小麦粉が使われていた分野への利用を目的として作られた新しい品質・粒度の米粉であること。

3 米コ塾の会員であること

応募前に、米コ塾への会員登録を要する。会員登録は無料で、どなたでも簡単に登録できる(すでに会員登録済みの場合、再度の登録は不要)。
会員登録:https://pp.gnavi.co.jp/mlcnt/?id=441005

4 国内で販売・実施中であること

日本国内で事業を行い、応募時点で商品の販売、新技術の実用化、または取組を実施していること。
販売・実施期間の条件は設けない(ロングセラー部門を除く)。

6. 必須条件(つづき)

5 関係法令を遵守していること

食品表示法・食品衛生法・景品表示法などの関係法令に基づき、
適正な表示・製造を行っていること。

6 応募者が商品・新技術・取組の権利を持つ本人であること

応募は、商品・新技術・取組の販売・実施の主体として権利を持つ事業者本人に限る。
権利を持たない推薦者など第三者からの応募は受け付けない。

7. 応募を受け付けない場合

次のいずれかに該当する場合は、応募を受け付けない。また、受賞決定後に該当することが判明した場合は、受賞を取り消す。

(1)過去3年以内に、関係法令(食品表示法、食品衛生法等)に違反し、行政処分を受けている者
(2)暴力団等の反社会的勢力に該当する者、またはこれらと関係を有する者
(3)応募する商品・新技術・取組について、権利を有しない者(推薦者を含む)
(4)提出書類等に虚偽の記載があった者

8. 部門（4部門）

以下の4部門で募集する。部門ごとに応募できる対象（商品・新技術・取組）が異なる。
1つの商品・新技術・取組で応募できるのは1部門のみとする。
1つの企業・団体が、別々の商品・新技術・取組を、それぞれ別の部門に応募することができる。
ぜひ、複数の商品・新技術・取組での積極的なエントリーをお待ちしています。

1 ニューウェーブ・イノベーション部門

対象：商品・新技術

米粉の消費拡大に資すると今後期待される商品や新技術

2 ロングセラー部門

対象：商品

米粉の消費拡大に長年貢献している商品（販売開始から満5年以上経過）

3 ノングルテン／グルテンフリー部門

対象：商品・取組

ノングルテン・グルテンフリー等に特化した商品や取組

4 産地連携部門

対象：取組

産地／地域と連携した米粉の取組

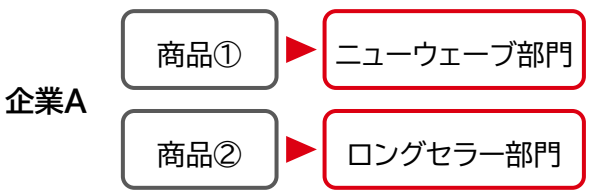
ノングルテン／グルテンフリー部門の扱い

ノングルテン米粉の使用・グルテンフリーであることは、審査項目「技術力」の評価で考慮する。
応募の必須条件ではなく、認証書（第三者認証・JAS）やグルテン検査結果などの証明資料がある場合は、応募時に提出する。

応募の例

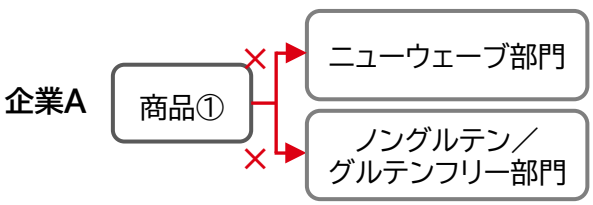
○ 応募できる例

別々の商品は、それぞれ別の部門に応募できる

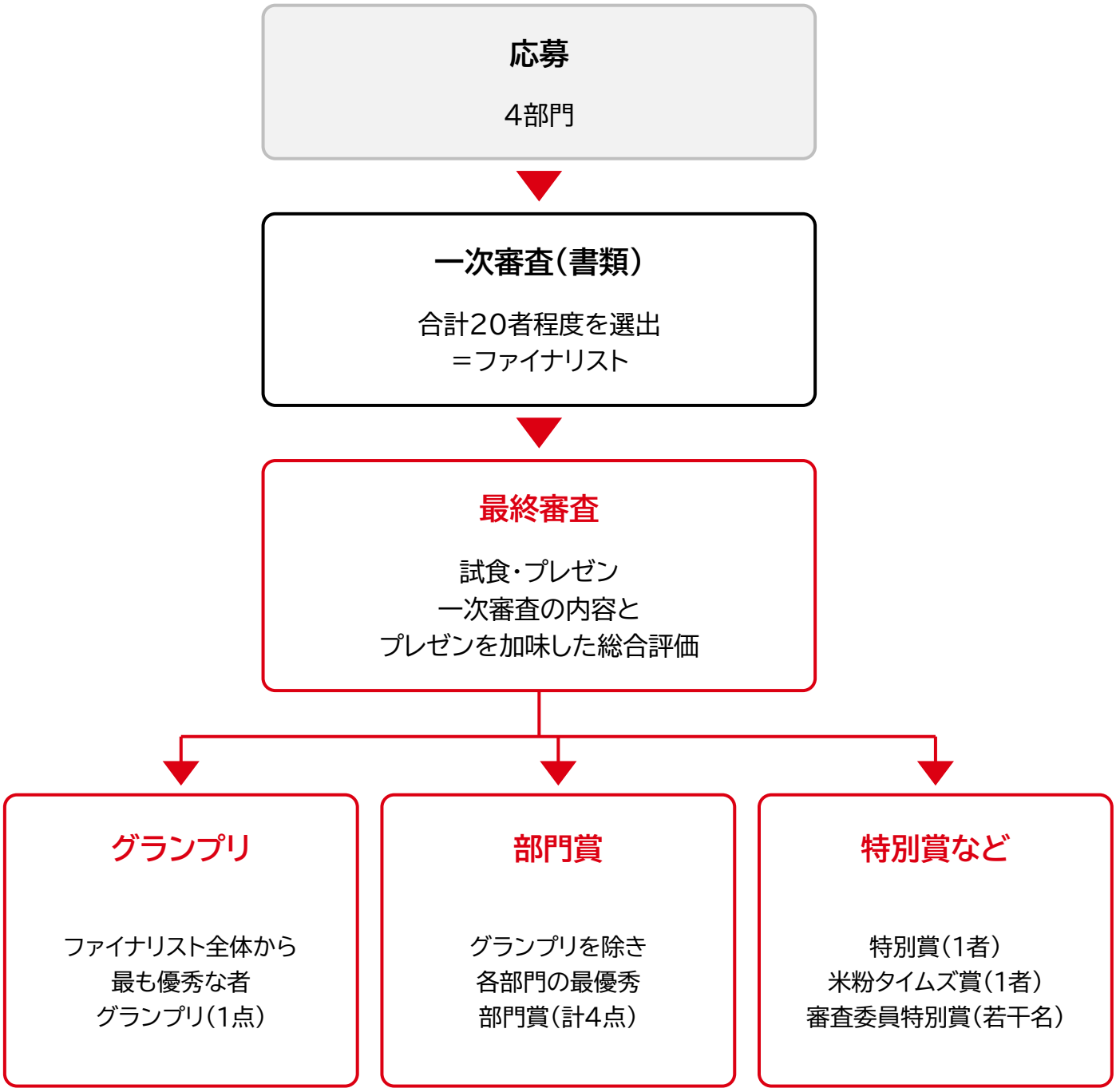


× 応募できない例

同じ商品を、複数の部門に
応募することはできない



9. 部門から各賞までの選出の流れ



※ファイナリスト全員に「米粉アワード2026ファイナリスト認定証」を授与する。

10. 賞名

グランプリ 1者

[表彰名：農林水産大臣賞]

ファイナリスト全体の中から、最も優秀と認められた者

部門賞／特別賞 計5者

[表彰名：農産局長賞（部門賞）／農産局長賞（特別賞）]

部門賞（4者）：グランプリの受賞者を除き、各部門で最も優秀と認められた者
特別賞（1者）：グランプリおよび部門賞の受賞者を除き、農産局長が特に評価すべきであると認めた者

米粉タイムズ賞 1者

[表彰名：米粉タイムズ賞]

米粉の魅力を伝える情報発信が特に優れた者（米粉タイムズ編集部が選定）

審査委員特別賞 若干名（該当なしの場合あり）

[表彰名：審査委員特別賞]

上記の賞の受賞者を除き、特に評価すべき点があると審査委員の合議で認められた者

ファイナリスト 全員（20者程度）

[表彰名：米粉アワード2026ファイナリスト認定証]

一次審査を通過し、ファイナリストとして最終審査に進んだ全事業者に授与する

※ステッカー等のツールには、賞名を用いる。

11. 受賞者・ファイナリストの特典

特典	受賞者※1	ファイナリスト※2
賞状	●	—
米粉アワード2026ファイナリスト認定証	●	●
盾	●	●
ステッカー※3	●	●
ロゴデータ※3	●	●
PR・情報発信（米粉タイムズ等での紹介）※4	●	●
GREEN×EXPO 2027米粉ブースでの発信※5	●	●

※1 受賞者：グランプリ（表彰名：農林水産大臣賞）、部門賞（表彰名：農産局長賞（部門賞））、特別賞（表彰名：農産局長賞（特別賞））、米粉タイムズ賞（表彰名：米粉タイムズ賞）、審査委員特別賞（表彰名：審査委員特別賞）

※2 ファイナリスト：一次審査を通過し、最終審査に進んだ事業者（合計20者程度）

※3 ステッカー・ロゴデータには、賞名（グランプリ、部門賞等）を年号とともに表示する（表彰名は表示しない）。使用は、該当の商品・新技術・取組および米粉の普及を目的とする場合に限る（別紙「ロゴ使用規程」で定める）。

※4 米粉タイムズサイト・SNS、米コ塾サイト、プレスリリース等で紹介する。

※5 GREEN×EXPO 2027米粉ブースでの発信において、出展料はかからない。出展料以外の費用負担は今後協議のうえ決定し、参加の可否は別途確認する。

盾・ステッカー・ロゴデータの使用イメージ

※写真はイメージです



盾
受賞者・ファイナリストに贈呈。店頭・事務所での掲示に



ステッカー
商品パッケージや店頭に貼付して使用
※商品等への貼付分は、ロゴデータをもとに各自で用意する。



ロゴデータ
Webサイト・SNS・販促物で使用
（年号とともに表示。ロゴ使用規程に従う）

12. 応募方法

応募は専用フォームからのオンライン受付のみとし、応募費用は無料とする。
応募の方法は、自薦と推薦（他薦）の2つがある。

（1）自薦

応募する商品・新技術・取組の権利を持つ事業者本人が、応募フォーム（自薦）から応募する。
受付期間：2026年11月10日（火）～12月11日（金）23:59

フォームに入力し、根拠資料を添付 → 募集要項・応募規約に同意して送信 → 事務局が確認し「エントリー受付」メールを送付 → 一次審査へ

（2）推薦（他薦）

米粉の消費拡大に取り組む事業者を、第三者が推薦できる。
推薦は推薦フォーム（他薦）から受け付ける**（締切：2026年11月25日（水）23:59）**。
推薦だけでは応募にならず、事務局の案内を受けた推薦先の事業者本人が、
応募フォーム（自薦）から12月11日（金）23:59までに応募する。

推薦者が推薦フォーム（他薦）で推薦 → 事務局から推薦先へ応募を案内 → 推薦先の事業者本人が応募フォーム（自薦）から応募 → 一次審査へ

13. 応募フォーム

応募は専用フォームから

受付期間　2026年11月10日（火）～12月11日（金）23:59

（1）応募フォーム（自薦）：
http://pp.gnavi.co.jp/mlcnt/?id=440988

応募フォーム（自薦）

推薦フォーム（他薦）

（2）推薦フォーム（他薦）：
http://pp.gnavi.co.jp/mlcnt/?id=440989
※推薦の締切：2026年11月25日（水）23:59

応募費用は無料とする。郵送・メールでの応募は受け付けない。

14. 一次審査の提出項目

設問は全部門共通とし、部門ごとの記入のポイントは応募フォームで案内する。

(1)基本情報

基本情報として、以下を記入する。

項目	内容	根拠資料(出典)	広報※
企業・団体名	正式名称(個人事業主は屋号)	—	★
応募部門	1部門を選択	—	★
商品・新技術・取組の名称	部門ごとの対象は「部門」のとおり	—	★
連絡先・米コ塾登録メール	連絡・会員確認用	—	—

(2)記入項目①～⑥(審査項目)

以下の①～⑥が一次審査の対象となる。
審査の観点に対応しているため、根拠資料とあわせて具体的に記入すること。
字数は、各記入項目とも300字程度とする。

記入項目	内容	根拠資料(出典)	広報※
①米粉製品の販売数	直近1年間の販売数量・ 米粉の使用量 ※ロングセラー部門は別記	販売データ・POSなど	—
②PR・販売戦略	PR、販売促進の取組	販促物・掲載記事・SNS	★
③新規性・独自性	ほかと明確に違う、 新たな米粉の活用	商品写真、比較資料など	★
④技術力	独自に実現している 米粉の活用	特許、認証、検査結果など	—
⑤今後の発展性	米粉の消費拡大につながる 今後の展開	不要	—
⑥その他	上記以外の アピールポイント	必要に応じて	—

※ロングセラー部門の販売数は、直近1年間ではなく、販売年数、
販売開始からの売上数量、販売開始からの米粉の使用量を記入する。

14. 一次審査の提出項目（つづき）

（3）確認・同意・任意

応募条件の確認のため、以下を提出する。

区分	内容	根拠資料（出典）	広報※
原料米の産地	都道府県 （国産米粉の確認）	規格書・仕入伝票など	—
確認・同意	権利・法令遵守の確認、 規約への同意	—	—
任意： ノングルテン等の 証明資料	ノングルテン部門で 資料がある場合	認証書、検査成績書など	—

※根拠資料（出典）は、URLで確認できるものはURLでの提出も可とする。
URLがない場合は写しを提出する（原本は不要）。
※広報欄に★を付した項目は、本アワードの運営・広報で二次利用する場合がある。

15. 応募の手順

1 フォームにアクセス

「応募方法」に記載のURLまたはQRコードから応募フォームを開く。

2 必要事項を入力

企業・団体名、応募部門、名称と6つの記入項目を入力する（入力項目は「一次審査の提出項目」参照）。

3 根拠資料を添付

販売数・PR／販売戦略・新規性／独自性・技術力の根拠資料（出典）を添付する（URLも可）。

4 送信して応募完了

募集要項・応募規約の内容すべてに同意のうえ、締切日までに送信する。送信後、事務局で応募内容を確認のうえ、あらためて「エントリー受付」のメールを送る。確認に数日かかる場合がある。
※1週間以上経ってもメールが届かない場合は、事務局へ問い合わせること。

16. 事前に準備するもの

☐ 米コ塾の会員登録	応募前に登録を要する。登録は無料で、どなたでも簡単に登録できる（すでに会員登録済みの場合、再度の登録は不要） https://pp.gnavi.co.jp/mlcnt/?id=441005
☐ 根拠資料（出典）	販売データ、販促物・掲載記事、比較資料、特許・認証・検査結果など
☐ 原料米の産地がわかる資料	規格書・仕入伝票など
☐ 記入項目の下書き	販売数量（個数）・米粉の使用量（キロ数）、PR・販売戦略、新規性・独自性、技術力、今後の発展性、その他
☐ 募集要項・応募規約の確認	内容すべてに同意のうえ応募する

※締切直前はアクセスが集中するおそれがあるため、余裕をもって応募すること。

17. スケジュール（予定）

2026年
11月10日（火）
応募受付開始
専用フォームから応募する

11月25日（水）
23:59
推薦締切
推薦フォームによる推薦の受付を締め切る

12月11日（金）
23:59
応募締切
締切は23:59とする

12月14日（月）
～22日（火）
一次審査（応募フォーム）

12月25日（金）
まで
一次審査結果の通知・ファイナリスト発表
最終審査会への通過者に連絡し、試食品等の要件を案内する

2027年
1月15日（金）
最終審査会（試食・プレゼン）
会場：My Shokudo Hall&Kitchen
（東京都千代田区大手町2-6-4 TOKYO TORCH Terrace 3F）

2月26日（金）
米粉カンファレンス2027-春-にて結果発表・表彰

14:00受付開始、14:30開始、17:00終了（予定）
受賞者は表彰式への出席をお願いする
会場：日本橋ホール（東京都中央区日本橋二丁目5番1号）

※時間は変更となる場合がある。

18. 結果の通知

一次審査の結果は全応募者にメールにて通知する。
最終審査会への通過者には、12月25日（金）までに連絡する。

19. 審査の流れ

STEP 1
一次審査（応募フォーム）

応募時に記入いただいた記入項目①～⑥をもとに審査し、
合計20者程度をファイナリストとして選出する。
結果は12月25日（金）までに連絡する。

▼

STEP 2
最終審査（試食・プレゼン）

2027年1月15日（金）、My Shokudo Hall&Kitchen
（東京都千代田区大手町2-6-4 TOKYO TORCH Terrace 3F）
にて実施する。
ファイナリスト：1者あたり5分程度のプレゼンテーション
を行い、試食品を提供する。
一次審査の書類と最終審査のプレゼンテーションを基に
審査委員が審査する。
※試食の味は直接の評価対象とはしないが、審査の参考とする。

▼

STEP 3
結果発表・表彰

2027年2月26日（金）、米粉カンファレンス2027-春-
（会場：日本橋ホール　東京都中央区日本橋二丁目5番1号）
で発表・表彰する。プレスリリース等で公表するほか、
表彰式の模様は後日、米粉タイムズ公式YouTubeで
アーカイブ配信する。

米粉タイムズ賞は、「PR・販売戦略」（情報発信）を中心に米粉タイムズ編集部が選定する。

20. 評価の観点

(1)一次審査

一次審査は、応募の際に記入いただいた記入項目①～⑥をもとに、6つの観点で評価する。
なお、部門の特性に応じて、観点の見方・重み付けが異なる。

観点	見るポイント
米粉消費拡大への貢献度	どれだけ米粉の消費拡大に貢献したか
PR・販売戦略	PRや販売戦略など、米粉の特徴を活かした 販売促進の取組を行っているか
新規性・独自性	他と明確に差別化された、新たな米粉の活用をしているか
技術力	当該事業者だからこそ実現できる、革新的な米粉の活用をしているか
今後の発展性	今後の展開が米粉の消費拡大につながるか
その他	上記以外のアピールポイントがあるか

※ノングルテン／グルテンフリー部門では、ノングルテン米粉の使用・グルテンフリーであることを
「技術力」の評価で考慮する。

(2)最終審査

最終審査は、一次審査の内容とプレゼンテーションの内容を加味した総合評価とする。
試食の味は直接の評価対象とはしないが、審査の参考とする。

21. 最終審査時の追加提出物

・試食品（数量・温度帯・送付先・到着期限は一次審査通過時に案内する。送料は応募者負担）

・試食品の原材料・アレルゲン表示

・プレゼンテーション資料（5分程度）

22. 留意事項

・提出された資料および試食品は返却しない。

・受賞者・ファイナリストに選ばれた場合、企業・団体名、商品名、取組内容、写真を、主催者のWebサイト、SNS、プレスリリース、報道などで公表する。

・応募内容に第三者の権利（商標、著作権など）が含まれる場合は、応募者の責任で権利処理を行うこと。

・審査の経過や結果に関する問い合わせには応じない。

・提出された情報のうち「一次審査の提出項目」のページで★を付した項目は、本アワードの運営・広報活動で二次利用する場合がある。それ以外の項目および根拠資料は審査にのみ使用し、他者に共有・転用しない。

・受賞後に必須条件を満たしていないことや虚偽が判明した場合は、受賞を取り消すことがある。

・試食品の準備・搬入および最終審査会場までの交通費は、応募者の負担とする。

・受賞者は、表彰式（2027年2月26日〈金〉14:30開始予定）への出席をお願いする。代理出席の可否は、受賞者に別途案内する。

・受賞者は、取材への協力、事後アンケートへの回答、販売実績の報告に協力すること。

・応募にあたっては、本要項に続く「応募規約」への同意を要する。

・最終審査会ではオフィシャルスチールが、米粉カンファレンス2027-春-ではメディアが参加し、情報発信を行う予定である。予め了承されたい。

・表彰式の模様は、後日、米粉タイムズ公式YouTubeでアーカイブ配信を行う予定である。

・応募者の個人情報は、補助事業の報告のため、農林水産省に提供する場合がある（詳細は応募規約第12条）。

23. 問い合わせ先

米・米粉消費拡大推進プロジェクト（株式会社ぐるなび）
米粉アワード2026事務局

電話	080-2883-3360
メール	komeko-award@mail.gnavi.co.jp
特設ページ	https://jyuku.komeko-times.jp/award2026/
受付時間	平日10:00～17:00（土日祝・年末年始を除く）

24. よくある質問(FAQ)

質問	回答
小麦粉など他の粉とブレンドした商品でも応募できるか。	応募できる。国産米粉を使用していれば、米粉の配合率の下限は設けない。
原料米の産地は、どのように示せばよいか。	規格書・仕入伝票など、原料米の産地がわかる資料を提出する。URLで確認できる場合はURLでもよい。
1つの企業・団体から複数応募できるか。	別々の商品・新技術・取組であれば、それぞれ別の部門に応募できる。1つの商品・新技術・取組で応募できるのは1部門のみ。
ノングルテンの認証がなくても応募できるか。	応募できる。ノングルテン米粉の使用・グルテンフリーであることは「技術力」の評価で考慮し、証明資料がある場合は応募時に提出する。
販売数は、どの単位で記入すればよいか。	販売数量(個数)と米粉の使用量(キロ数)の両方を記入する。ロングセラー部門は、販売開始からの数値を記入する。
根拠資料は原本が必要か。	原本は不要。写し、またはURLで提出する。
応募に費用はかかるか。	応募は無料。試食品の準備・送付と、最終審査会への交通費は応募者の負担とする。
試食の結果は評価に影響するか。	最終審査会で試食を行う。味は直接の評価対象とはしないが、審査の参考とする。
推薦を受けた場合は、どのように応募するか。	推薦先の事業者本人が、応募フォームから応募する。推薦者が代わりに応募することはできない。なお、推薦フォームによる推薦の受付は11月25日(水)23:59まで。

米粉アワード2026 応募規約

第1条(目的・適用)

本規約は、「米粉アワード2026」(以下「本アワード」)への応募に関する条件を定めるものである。応募者は本規約及び募集要項に同意のうえ応募するものとし、応募をもって本規約及び募集要項に同意したものとみなす。

第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)「主催者」とは、本アワードの主催者である米・米粉消費拡大推進プロジェクト(株式会社ぐるなび)をいう。

(2)「応募者」とは、本アワードに応募した企業・団体・個人事業主をいう。

(3)「新規用途米粉」とは、パン、洋菓子、麺など、これまで小麦粉が使われていた分野への利用を目的として作られた新しい品質・粒度の米粉をいう。

(4)「取組」とは、国産の新規用途米粉を使った商品・サービスの販売や提供を通じて、米粉の消費拡大・需要創出に実際につながっている事業活動をいう。なお、研究・試作のみや単発の実施にとどまり、販売・事業として継続していないものは含まないものとする。

(5)「応募商品等」とは、応募者が応募した商品、新技術または取組をいう。

(6)「提出資料」とは、応募時に応募者が記載した内容及び募集要項に記載された主催者に提出する書類をいう。

(7)「ファイナリスト」とは、一次審査を通過し、最終審査に参加する応募者をいう。

(8)「本サイト」とは、本アワードの特設サイト(https://jyuku.komeko-times.jp/award2026/)をいう。

第3条(応募資格)

1 応募者は、以下に定める条件、本規約に定める条件及び募集要項をすべて満たすものとする。

(1) 新規用途で国産の米で作られた米粉を使った商品の販売や新技術・取組を日本国内で行っている企業・団体・個人事業主であること。なお、ロングセラー部門は販売開始から満5年以上経過していること

(2) 米コ塾の会員であること

2 応募は、応募商品等の権利を有する応募者本人が行うものとする。なお、第三者から推薦があった場合でも、被推薦者本人が応募するものとする。

3 応募後に条件を満たさないことが判明した場合、主催者は当該応募を審査の対象から除外し、または受賞の取消ができるものとする。

第4条(保証)

応募者は、以下の各号の内容を保証するものとする。

(1) 応募商品等が、食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関係法令を遵守していること

(2) 応募者が過去3年以内に、食品表示や食品衛生などの関係法令に違反し、行政処分を受けていないこと

(3) 応募内容および提出資料が真実かつ正確であること

(4) 応募内容が、第三者の権利(著作権、知的財産権、肖像権を含むがこれに限られない)を侵害していないこと

米粉アワード2026 募集要項｜応募規約（2/4）

第5条（応募方法・費用）

1 応募は専用フォームからのみ受け付けるものとし、応募期間終了後の応募内容の変更・差し替えはできない。
2 試食品、送料、交通費その他応募に要する費用は、応募者の負担とする。
3 提出資料および試食品は返却しないものとし、試食品の残余は主催者が適切に処分する。

第6条（審査及び審査結果）

1 審査は、主催者が選任した審査委員が行う。
2 主催者は、審査の経過および選考理由に関する問い合わせには一切応じないものとし、応募者は審査結果に対して異議を申し立てることはできないものとする。
3 審査結果は、全応募者にメールにて通知するものとする。

第7条（取材等への協力）

ファイナリストおよび受賞者は、主催者が実施する取材、撮影、最終審査会・表彰式への出席等に、可能な範囲で協力するものとする。

第8条（知的財産権等）

1 提出資料の知的財産権は応募者に留保される。
2 受賞者およびファイナリストは、主催者および主催者が許諾した第三者に対し、提出資料（募集要項で公表対象として指定する項目に限る。）並びにこれに含まれる企業・団体名（個人事業主の場合は氏名）、商品名、ロゴおよび商標等を、本アワードおよび米粉普及事業の運営並びに広報活動の目的で、無償で利用（Webサイト、SNS、プレスリリース、印刷物等への掲載を含むがこれに限られない）することを許諾する。
3 前項の利用において、主催者および主催者が許諾した第三者は、広報活動に必要な範囲で画像のトリミングや文章の要約等の編集を行うことができるものとし、応募者は著作者人格権を行使しないものとする。
4 提出資料のうち第2項で指定する項目以外の提出資料は、審査の目的にのみ使用し、応募者の事前承諾なく第三者に開示、共有または転用しない。

第9条（本ロゴ等の使用）

1 受賞者およびファイナリストは、主催者が別に定める使用条件（ガイドライン等を含む。以下同じ。）に従い、本アワードの受賞またはファイナリスト選出の事実を顕彰する盾（応募者が撮影した画像を含む）、ステッカーおよびロゴデータ（ロゴデータを用いて受賞者およびファイナリストが作成するステッカー等の印刷物を含む。以下「本ロゴ等」という。）を、該当する応募商品等の販売促進および米粉の普及を目的として、商品パッケージ、店頭、Webサイト、SNS等で使用することができる。
2 受賞者およびファイナリストは、主催者が提示する最新の使用条件を遵守するものとし、主催者の事前の承諾なく本ロゴ等を改変してはならない。
3 受賞者およびファイナリストは、主催者の事前の書面による承諾を得ることなく、本ロゴ等を受賞またはファイナリストに選出された商品・サービス以外の目的に使用し、または提示された目的の範囲を超えて使用してはならない。
4 主催者は、受賞者またはファイナリストによる本ロゴ等の使用が使用条件または本規約に違反すると認めた場合、当該受賞者またはファイナリストに対し、本ロゴ等の使用中止および差し止めを求めることができ、受賞者またはファイナリストは直ちにこれに応じるものとする。

米粉アワード2026 募集要項｜応募規約(3/4)

第10条(反社会的勢力の排除)

1 応募者は、現在および将来において、自らまたは自己の役員並びに経営に実質的に関与する者が、暴力団等の反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力と関与・不当な利用等の関係を有しないことを保証する。

2 応募者は、自らまたは第三者をして、相手方に対し、暴力的・不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力、並びに偽計または威力を用いた信用毀損・業務妨害行為を行わないことを確約する。

第11条(受賞の取消)

1 主催者は、応募者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前通知または催告を要することなく、応募の無効ならびにファイナリストの選出および受賞を取り消すことができる。

(1) 本規約または募集要項に違反した場合

(2) 応募内容または提出資料に虚偽、不実または重大な記載漏れがあった場合

(3) 応募から本アワードの受賞までの間に、応募商品等の販売もしくは提供を停止・中止し、または対象となる取組を終了し、もしくはこれらを第三者へ譲渡(事業譲渡、会社分割、株式譲渡等を含む。)した場合

(4) 応募商品等、提出資料、ロゴ等の使用が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害し、またはその恐れがある場合

(5) 応募者が関係法令に違反し、または行政処分を受けた場合

(6) 応募者の破産、民事再生手続等の申し立てがあった場合

(7) 本アワードの信用もしくは品位を損なう行為があった場合、または公序良俗に反した場合

(8) 第10条(反社会的勢力の排除)に反した場合

(9) その他、主催者が応募者として不適切であると判断した場合

2 前項に基づき取消しが決定した場合、受賞者およびファイナリストは、主催者の指示に従い、本ロゴ等の使用を直ちに中止し、返還しなければならない。

3 受賞決定後、受賞者の自己都合による受賞の辞退は、主催者が特別に認めた場合を除き認められないものとする。

4 主催者は、第1項に基づく取り消しを行った場合、その事実および内容を本サイト等において公表することができるものとし、応募者はこれに異議を唱えないものとする。

第12条(個人情報)

1 応募者の個人情報は、本アワードの運営・管理、審査、ファイナリスト選出、受賞結果等のご連絡、米粉普及事業に関するご案内、第8条(知的財産権等)に定める目的の達成、ファイナリスト及び受賞者の告知、並びに農林水産省への報告の目的で利用するものとする。また、これらの目的の達成に必要な範囲内で業務委託先へ及び農林水産省に提供するものとする。なお、法令等に基づく場合を除き、応募者の同意なく目的外利用および第三者提供はしないものとする。

2 個人情報の開示・訂正・利用停止等のご請求、組織の名称および個人情報保護管理者等については、主催者が別途定めるプライバシーポリシーを確認するものとする。

第13条(中止・変更)

天災、感染症の流行その他やむを得ない事情がある場合、主催者は本アワードの内容・日程を変更し、または中止することがある。

米粉アワード2026 募集要項｜応募規約(4/4)

第14条(免責)
主催者は、以下の各号のいずれかに起因して応募者または第三者に生じた損害や不利益について、一切の責任を負わないものとする。ただし、主催者の故意または重過失による場合はこの限りでない。
(1) 通信環境の障害、機器の不具合、またはシステムの保守・点検等により応募フォームが送信されなかった場合、その他主催者の責めに帰すべき事由によらずに損害が生じた場合
(2) 天災地変、感染症の流行その他不可抗力等により、本アワードの内容もしくは日程が変更され、または本アワードが中止となった場合
(3) 本規約または募集要項への違反等により、応募の無効、並びにファイナリストの選出または受賞の取り消し措置が講じられた場合

第15条(損害賠償)
応募者が本規約もしくは募集要項に基づく保証に違反し、または故意もしくは過失により本規約もしくは募集要項上の義務に違反した場合において、これらの違反に起因しまたは関連して主催者または第三者が損害を被ったときは、応募者は、その一切の損害(合理的な弁護士費用を含む。)を賠償する責任を負う。

第16条(規約の変更)
主催者は、必要に応じて本規約を変更できるものとする。
本規約を変更する場合、変更後の規約の内容および効力発生時期を、本サイト上での掲示その他適切な方法によりあらかじめ周知する。

第17条(準拠法・管轄)
本規約は日本法に準拠し、本アワードに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。